

NO&T U.S. Law Update 米国最新法律情報

2022年1月 No.66

米国輸出管理規制アップデート～エンティティ・リストの更新～

弁護士 塚本 宏達

弁護士 下村 祐光

はじめに

2021年12月17日、米国商務省産業安全保障局（the U.S. Department of Commerce's Bureau of Industry and Security）は、米国の国家安全保障上懸念のある個人・法人等のリストであるエンティティ・リストに37の主体を追加するための最終規則（以下、「本最終規則」といいます。）を公表しました¹。本最終規則は即日効力を生じるものとされており、追加された主体の内訳は、中国、ジョージア、マレーシア、トルコの主体が含まれています。

本ニュースレターではこのエンティティ・リストのアップデートについて簡単に紹介します。

本最終規則の内容

エンティティ・リストとは、米国輸出管理規則（Export Administration Regulations、以下「EAR」といいます。）のもとで整備されている、米国の国家安全保障や外交政策に反する活動に関与していると考えられる個人、法人及び団体等のリストのことをいいます²。エンティティ・リストでは、エンティティ名とともに、当該エンティティに対して輸出等を行う際に許可の対象となる品目・当該エンティティに対する輸出等の許可が申請された場合の当局の検討方針等がリストの形式で整理されています。こうしたエンティティ・リスト掲載者への輸出規制は、購入者、中間荷受人、最終荷受人又はエンド・ユーザー等の立場で当該エンティティ・リスト掲載者が取引に関与する場合に適用されます。なお、エンティティ・リスト掲載者との取引における留意点については、「米国輸出管理規制アップデート～エンティティ・リストの更新とFAQsの公表～」（[NO&T U.S. Law Update 米国最新法律情報 No. 53](#)）で解説しています。

今回エンティティ・リストに追加された主体と追加の理由については、以下のように公表されています。

主体	追加の理由
➤ Academy of Military Medical Sciences (AMMS) 及びその研究施設	➤ 中国の軍事最終用途・最終需要者をサポートするために、(洗脳兵器を含むといわれている) バイオテクノロジーを使用している。
➤ China Electronics Technology Group Corporation 52nd Research Institute ➤ Shaanxi Reactor Microelectronics Co. Ltd.	➤ 中国の軍事近代化をサポート

¹ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2021-12-17/pdf/2021-27406.pdf>

² <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/2326-supplement-no-4-to-part-744-entity-list-4/file>

<ul style="list-style-type: none"> ➤ Shanghai AisinoChip Electronics Co., Ltd. ➤ Hangzhou Hikmicro Sensing Technology Co., Ltd. 	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ HMN International ➤ Jiangsu Hengtong Marine Cable Systems ➤ Jiangsu Hengtong Optic-Electric ➤ Shanghai Aoshi Control Technology Co., Ltd. ➤ Zhongtian Technology Submarine Cable 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中国人民解放軍の近代化のために米国原産品を取得し、又は取得しようとしている。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ Wavelet Electronics ➤ Comtel Technology Limited ➤ HSJ Electronics 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ Specially Designated Nationals³に指定されているエンティティに対して、イランの高性能通常兵器・ミサイルプログラムに重要なサポートを提供し得る米国原産品を供給し、又は供給しようとしている。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ Aerosun Corporation ➤ Changsha Jingjia Microelectronics Co., Ltd. ➤ Fujian Torch Electron Technology Co., Ltd. ➤ Inner Mongolia First Machinery Group Co., Ltd. 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中国の軍事近代化をサポート
<ul style="list-style-type: none"> ➤ Hong Kong Cheung Wah Electronics Technology Company Limited ➤ Hyper Systems Union Limited ➤ Shenzhen Rion Technology ➤ Thundsea Electric Limited ➤ Gensis Engineering ➤ Integrated Scientific Microwave Technology ➤ ROV Solutions ➤ SAEROS Safety ERO Company ➤ Vangurd Tec Makina Sanyi Ithalat 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 米国の輸出規制に違反して、イランの防衛産業に重要なサポートを提供するような米国原産品をイランに供給し、又は供給しようとするネットワークの一部となっている。

今後に向けて

今回の指定に関し、ジーナ・レモンド米国商務長官は、「バイオテクノロジーや医療革新を科学的に追求することで人々の命を救うことができる。残念ながら、中国はこれらの技術を、その国民に対する統治や民族的・宗教的少数者の抑圧のために使用している。私たちは、医療科学・バイオテクノロジーの革新をサポートする米国原産品・技術・ソフトウェアが、米国の国家安全に反して流用されることを許すことはできない。」「米国は、中国及びイランによる、人類の繁栄を助ける手段を世界の安全と安定を脅かす道具に変える試みに対しては断固とした態度をとり続ける」と声明を発表しています。

本ニュースレターで以前ご紹介した⁴近時のエンティティ・リストの更新においても中国政府による先端技術を用いた新疆ウイグル自治区の監視に加担したとされる企業がエンティティ・リストに追加されており、米国政府として、中国との外交政策として必要な制裁・輸出管理の運用を行う意思を引き続き見て取ることができます。エンティティ・リストを含む EAR の他にも、「米国政府による HUAWEI 製品等の排除～国防権限法 889 条の施行～」

³ 米国財務省外国資産管理局 (the U.S. Department of Treasury's Office of Foreign Asset Control, OFAC) が公表している、国家の安全保障を脅かすものと指定した国や法人、自然人などを経済制裁の対象とするリスト (SDN リスト、Specially Designated Nationals and blocked Persons) において、対象とされている主体を意味します。

⁴ 上述の No.53 のほか、「米国輸出管理規制アップデート～エンティティ・リストの更新～」([NO&T U.S. Law Update 米国最新法律情報 No. 60](#)) もご参照ください。

([NO&T U.S. Law Update 米国最新法律情報 No. 50](#)) でご紹介した米国国防権限法等日本企業にも影響のある米国法上の規制は存在しますので、最新の情報については引き続き動向に注視し、本ニュースレターでも紹介させていただきます。

2022年1月7日

[執筆者]



塚本 宏達 (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士 パートナー)

hironobu_tsukamoto@noandt.com

1998年京都大学法学部卒業。2005年 The University of Chicago Law School 卒業(LL.M.)。2005年～2007年に Weil, Gotshal & Manges LLP (シリコンバレーオフィス) に勤務。2000年弁護士登録(第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2015年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 共同代表。ニューヨークを拠点として、日系依頼者が米国において事業活動を行うことに関連して生じる様々な問題について、紛争対応を含めて継続的に助言をしている。



下村 祐光 (弁護士)

yuko_shimomura@noandt.com

2008年慶應義塾大学法学部法律学科中退(3年次修了後、法科大学院へ進学)。2011年慶應義塾大学法科大学院修了。2018年 New York University School of Law 卒業(LL.M.)。2012年長島・大野・常松法律事務所入所。2018年～2020年長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。2020年12月、長島・大野・常松法律事務所東京オフィスに復帰。入所以来、M&A、ファイナンス取引を中心とした案件に従事し、近時は輸出管理規制などの米中摩擦対応についてもアドバイスを提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500 名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T U.S. Law Update ~米国最新法律情報~の配信登録を希望される場合には、https://www.noandt.com/newsletters/nl_us_law_update/よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所から其他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承ください。よろしくお願いいたします。